

損壊家屋等解体撤去跡地防草対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「震災」という。）により被災し、建物の解体を行った跡地において防草対策を行った者に対し、被災者の経済的負担の軽減を図るとともに、環境美化を推進することを目的とし、予算の範囲内で交付する損壊家屋等解体撤去跡地防草対策支援金（以下「支援金」という。）について、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建物跡地 震災により被災し、町が公費により解体した建物の跡地、又は町の認定を受けて償還金の交付を受けた自費解体による建物の跡地をいう。
- (2) 所有者 被災建物跡地の登記上の所有権を有する者、又は町長が適当と認めた者をいう。
- (3) 防草対策 被災建物跡地において行う防草シートの敷設その他の雑草繁茂防止措置であつて、町長が適当と認めるものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、所有者とする。

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付対象経費は、町が公費解体完了を確認した日以降に、被災建物跡地において行われた防草対策に要した費用のうち、町長が適当と認めるものとする。

2 資材の購入のみで施工を伴わない場合は、支援金の交付対象としない。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象経費の全額とし、3万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、損壊家屋等解体撤去跡地防草対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に以下の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 公費解体に係る完了通知書又は自費解体（費用償還）に係る交付決定通知書の写し
- (2) 施工前及び施工後の状況が分かる写真

- (3) 支払いが確認できる書類の写し（領収書等）
 - (4) 支援金振込先が確認できる書類等の写し（申請者本人名義の口座情報がわかる通帳等）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の書類の一部を提出できない場合については、申請書にその旨及び理由等を記載することにより、町長が適当と認める場合、申請を行うことができる。
- 3 申請は、1回を限度とする。

（支援金の交付決定）

- 第7条 町長は、前条の申請書類を審査し、支援金の交付の可否及び交付額を決定し、申請者に損壊家屋等解体撤去跡地防草対策支援金交付決定通知書（様式第2号）又は損壊家屋等解体撤去跡地防草対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により支援金交付の決定をしたときは、申請者に対し、支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
 - (3) その他町長が不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、その旨を申請者に文書により通知するものとする。

（支援金の返還）

- 第9条 申請者が不正に支援金の交付を受けたとき、又は交付決定の取消により交付の根拠を失ったときは、町長は申請者に対し支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査等）

- 第10条 町長は、支援金に関し必要があると認めたときは、申請者に対し関係書類の提出を求め、又は現地調査を行うことができる。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。